

第3節 保健・医療・福祉のネットワーク拡充で

安心のまちづくり

3 - 1 みんなで進める健康づくり

1. 施策の現状と課題

〔現状〕

- ・三大生活習慣病^{注1)}による死亡者の割合は、平成13年度59.3%でしたが、平成17年度59.5%とここ数年は60%程度で推移しています。悪性新生物(がん)の割合が平成13年度25.9%、平成17年度28.4%と約3ポイント増加しています。また、循環器系疾患^{注2)}は増加傾向にはないものの、依然として約30%と死亡率は高くなっています。
- ・平成18年6月に実施した「まちづくり市民アンケート」の結果によると、自分自身が健康であると考える市民の割合は63.7%という結果でしたが、年齢が上がるにしたがって健康だと感じている人の割合が低下していく傾向がみられます。健康増進のために食事や運動に気をつけている市民の割合は71.0%で、内訳を見ると食事47.5%、運動23.5%となっていることから、運動をしている市民が少ないという状況にあります。
- ・市では、健康福祉まつり、ウォーキング大会を開催しているほか、各地区に出向いて毎週実施している健康相談や食生活改善講習会は年間約200回開催しています。国民健康保険の被保険者に対しては、人間ドック、脳ドックの助成を行っています。
- ・食生活は、子どもたちの成長や人々が健康な生活を送るために大切であり、必要な栄養素を適度に摂ることが重要です。毎日の食生活は、糖尿病、高血圧、高脂血症、がんなどの生活習慣病の発症と密接な関係があり、生活の質の向上にも大きく影響しています。食生活の欧米化や加工食品、外食の増加など、食生活を取巻く環境は大きく変化している状況です。

〔課題〕

今後、高齢化が進むに従い三大生活習慣病の死亡率は、増加傾向が見込まれることから、三大生活習慣病の発症を抑制する対策が必要です。

がんの予防と早期発見のため、がんの正しい知識普及を図る必要があります。

疾病の早期発見と早期治療のためには各種検診の受診率の向上を図る必要があります。

検診後における、要指導者および精密検査の該当者への意識啓発を図るとともに早期受診の勧奨を行う必要があります。

運動は生活習慣病等の予防に効果的であるため、市民における運動習慣者の割合を増加させる取り組みが必要です。

地域が一体となった健康づくりの促進のため、地域における食生活改善推進員や保健推進委員の啓発活動の支援強化が求められています。

食生活は健康な生活の維持などに対し、重要な役割を担っており、朝食の欠食・偏食、孤食^{注3)}している児童や若年層等に対して地域、学校、職場等と連携して、正しい栄養知識の普及啓発の強化が必要です。

2. 施策の目的

対象	市民
意図	健康が維持・増進される

3. 施策の成果指標

成果指標名	平成 17 年度 (現状値)	平成 22 年度	平成 27 年度 (目標値)
三大生活習慣病における死亡率	59.5%	60.0%	60.0%
自分自身が健康であると考えている市民の割合	(63.7%)	70.0%	70.0%
健康増進のために、食事や運動に気をつけている市民の割合	(71.0%)	75.0%	80.0%
市の健康診査で要指導以上となった市民の割合	93.0%	90.0%	90.0%

()内は平成18年度の実績

4. 施策と基本事業の体系

〔 施 策 〕

みんなで進める健康づくり

〔 基本事業 〕

- (1) 疾病の予防と早期発見
- (2) 健康相談・健康教育の推進
- (3) 食生活改善と運動習慣の促進
- (4) 医療保険制度の健全な運営

5. 基本事業の内容

(1) 疾病の予防と早期発見

基本健康診査、各種がん検診および特定健康診査（平成20年度から実施予定）は疾病の早期発見、早期治療のために重要な役割を果たしていることから、その必要性・有効性の啓発を図り、受診しやすい体制の整備を促進し受診率の向上に努めます。

基本健康診査やがん検診などで要医療や要精密検査と判定された方に対して医療機関への早期受診の勧奨を行います。

また、予防接種は感染症予防とまん延の防止のため知識の啓発を図り接種率の向上に努めます。

(2) 健康相談・健康教育の推進

定期健康相談や気軽に相談できる地域での健康相談、基本健康診査の事後指導などで総合的な指導、助言を行います。

また、生涯を通じて健康が維持増進されるよう市民一人ひとりの意識の啓発と知識の普及を図るため、糖尿病など生活習慣病の病態別健康教室や地域での各種健康教育を実施します。

(3) 食生活改善と運動習慣の促進

食生活は健康づくりの基本であり生活習慣病とも密接な関係にあることから、食生活の指導にあたる食生活改善推進員の育成・強化に努めます。乳幼児・児童や若年層等に対する「食育」^{注4)}については、家庭、学校、職場等と連携して、正しい栄養知識の普及啓発を行っていきます。

また、本格的な長寿社会を迎え市民一人ひとりがそれぞれの年齢にあった運動を日常生活の中で実践されるよう保健推進委員などの協力のもと地域活動の推進に努めます。

(4) 医療保険制度の健全な運営

疾病の早期発見、生活習慣の改善等の事業を関係機関と連携を図りながら積極的に推進していくことにより、適正な医療給付、保険制度の円滑な運営に努めます。

用語解説

注1) 三大生活習慣病 「悪性新生物」「心疾患」「脳血管疾患」は死因の6割を占め三大生活習慣病と言われている。

注2) 循環器系疾患 循環器系とは、血液を全身にくまなく循環させるシステムをいい、この循環器の機能が加齢や食生活、運動習慣などの生活習慣により、正常に働かなくなり、身体機能に異常を期すること。循環器系疾患には、心臓病、高血圧、脳卒中、腎不全、大動脈瘤等血管疾患がある。

注3) 孤食 家族がそろって食事をせずに、各自ばらばらな時間に食べること。

注4) 食育 心身の健康の基本となる、食生活に関するさまざまな教育を行うことで、食べる物を選ぶ力、食べ方、調理法、味覚形成、食べ物の生育に関する知識や豊かな食生活の楽しみを覚える等の力をつけること。

3 - 2 病診連携による地域医療の充実

1 . 施策の現状と課題

〔現状〕

- ・本市において、かかりつけ医師を持っている市民の割合は、57.9%となっています。岩手県の平均は60%となっており、本市は県の平均より2ポイント少ない状況にあります。
- ・平成18年6月に実施した「まちづくり市民アンケート」の結果によると、市内で少ないと思われる診療科の割合が20%を超える診療科は、高い順に産婦人科が74.4%、小児科が28.3%、耳鼻咽喉科が28.1%の3科目となっています。
- ・退院が可能であっても、自宅で介護ができない等の理由から高齢者が入院を余儀なくされている状況（社会的入院）や長期入院の抑制、医療機関の統合、機能の見直しなど医療の供給体制が大きく変化している中、日頃から市民の体質や病歴、健康状態を把握し、診療のほか健康管理上の情報提供などをする身近なかかりつけ医が重要な役割を担っています。
- ・医師会が中心となり、初期診療を行う診療所から必要に応じ、患者を専門医や医療設備の充実した総合病院などに紹介し、総合病院などでは高度な検査や治療を提供します。快方に向かった患者は元の診療所で診療を継続する「病診連携」という仕組みを推進している状況です。

〔課題〕

市民の半数以上がかかりつけ医を持っているにも関わらず、総合病院へ外来患者が集中する傾向にあることから、初期診療における総合的な診断と治療ならびに医療機関の機能分担と連携を進める必要があります。

産科医など専門医の不足や偏在については、医師の充足が図られるよう医師会の協力と医療機関との連携が必要となっています。

また、安全で安心な出産ができるための産科医と助産師の連携システム構築を支援するなど、助産師の有効活用も課題です。

2 . 施策の目的

対象	市民
意図	いつでも必要な医療を受けられる

3. 施策の成果指標

成果指標名	平成 17 年度 (現状値)	平成 22 年度	平成 27 年度 (目標値)
少ないと思われる診療科目の数	(3 科目)	2 科目	1 科目
かかりつけ医を持っている市民の割合	(57.9%)	64.0%	70.0%

() 内は平成 18 年度の実績

4. 施策と基本事業の体系

〔 施 策 〕

病診連携による地域医療の充実

〔 基本事業 〕

(1) 医療体制の充実

(2) 外来医療の機能分担の推進

5. 基本事業の内容

(1) 医療体制の充実

医師の不足および偏在がみられる産科等の特定の診療科については医師会等の協力のもと医療の充実に努めるとともに、中核的な病院と診療所の密接な連携を図り効率的な地域医療体制を推進します。

また、初期救急の在宅当番医制^{注 1)}並びに二次救急の病院群輪番制^{注 2)}の救急医療が適切に行われるよう努めます。

(2) 外来医療の機能分担の推進

地域に密着した診療所は、健康相談から疾病治療やリハビリテーションまでを行い、プライマリー・ケア^{注 3)}としての役割を担うことから、「かかりつけ医」として普及・啓発に努めるほか、受診した患者を医療ニーズに適した医療機関へ紹介するなど病院と診療所の連携と機能分担を図ります。

用語解説

- 注 1) 在宅当番医制 地域内の開業医、診療所等が共同連帯して、当番制により休日・夜間等における救急患者の応急診療を実施する体制。
- 注 2) 病院群輪番制 地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における重症救急患者の入院治療を実施する体制。
- 注 3) プライマリー・ケア 患者が最初に接する医療の段階。それが身近に容易に得られ、適切に診断処置され、また以後の療養の方向について正確な指導が与えられることを重視する概念。

3 - 3 高齢者や障害者がまちで暮らす真のノーマライゼーションへの取り組み

1 . 施策の現状と課題

〔現状〕

- ・本市では、従来から高齢者福祉や障害者福祉に積極的に取り組んできました。特に社会福祉法人花巻市社会福祉協議会の活動は、規模や事業活動の展開で県内でもナンバーワンの水準にあると言われています。また、重度心身障害者向けの医療費助成では、県内でも高い水準にあります。
- ・有償ボランティアを組織して高齢者や障害者を病院などに移送する「ふれあい移送サービス」、元気な高齢者を対象とした「ふれあい温泉デイサービス」、閉じこもりを防止する目的で一人暮らしの高齢者が集う「ふれあい昼食会」、移動を支援する「福祉タクシー券」の交付、バリアフリーを推進する「高齢者等住宅改造」など、特色のある事業を実施しています。
- ・生きがいを持って暮らしている高齢者の割合は、平成18年6月の市民アンケート結果によると、73.0%に上っています。
- ・本市でも、高齢化により今後とも高齢者福祉サービスの利用が増加していくことが見込まれます。
- ・本市の生活困窮者は、増加の傾向にあり、背景には従前の疾病等により就労できないという状況に加え高齢者の増加に伴う就労機会の減少などが挙げられます。
- ・社会全般において就労の機会が減少している中で、障害者が就労する場の確保については厳しい状況にあります。

〔課題〕

「結」や絆をベースにしながら、住民同士で助け合える風土を高めていく必要があります。

高齢者や障害者が自立するため、自らの健康を維持管理してもらうことが前提課題となっています。

高齢者が習得した知識や経験を社会へ還元してもらえるような仕組みを構築する必要があります。

高齢者の増加に伴い、高齢者福祉サービス利用者も増加することが見込まれることから、介護予防サービス・地域支援事業等により高齢者の自立支援、介護認定者の要介護度の悪化の抑制を進めていくため、サービス提供事業者等による支援体制を整備する必要があります。

生活困窮者の経済的な自立については、その能力や適性に合わせた自立支援指導を進めていく必要があります。また、経済的な支援だけでなく、生活の質や精神的な改善といった内面的な自立が求められることから、的確な支援ができるよう保健・医療・福祉の連携を強化し取り組んでいく必要があります。

障害者自立支援法^{注5)}の理念に基づき、障害者の就労などの社会参加を推進するため、雇用側の企業の意識の改革、就労の場の開拓、施設側の就労へ結びつける意識の高揚および社会全体へのノーマライゼーションの啓発が必要となります。

2. 施策の目的

対象	高齢者 障害者
意図	住み慣れた地域で安心して暮らせる

3. 施策の成果指標

成果指標名	平成 17 年度 (現状値)	平成 22 年度	平成 27 年度 (目標値)
住み慣れた地域で暮らしている高齢者の割合	97.4%	97.8%	98.3%
住み慣れた地域で暮らしている障害者の割合	97.3%	97.8%	98.3%
生きがいを持って暮らしている高齢者の割合	(73.0%)	76.0%	81.0%
住民同士で助け合える風土があると感じる市民の割合	(59.9%)	60.9%	64.0%

() 内は平成 18 年度の実績

4. 施策と基本事業の体系

〔 施 策 〕

高齢者や障害者がまちで暮らす真の
ノーマライゼーションへの取り組み

〔 基本事業 〕

- (1) 自立した生活の支援
- (2) お互いに支えあう地域づくり
- (3) 安心して利用できる
施設サービスの提供
- (4) 社会参加による
生きがいづくり

5. 基本事業の内容

(1) 自立した生活の支援

在宅生活を支える上で必要な支援サービスとその前提となる相談・ケアマネジメント^{注 6)}の強化を図り、介護予防給付等の実施により身体能力の維持に努めます。また、障害者自立支援法における障害福祉サービスと地域生活支援事業を実施することにより、障害者の能力および適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう努めます。

経済的・精神的な自立ができるよう保健・医療・福祉の連携を強化し一体的な支援に取り組みます。

(2) お互いに支えあう地域づくり

ボランティア講座の開催や生涯学習活動を推進し、また、民生児童委員、ボランティア等の活動を支援していきます。さらには、高齢者や障害者を支えている家族を地域住民が支えるという住民同士がお互いに助け合える地域づくりを図ります。

(3) 安心して利用できる施設サービスの提供

利用者が安心してサービスが受けられるよう、地域密着型サービス^{注7)}の提供事業者に対して、指導・監督体制を強化していき、安全・安心のサービス提供体制基盤の確保を図ります。

(4) 社会参加による生きがいづくり

高齢者が培ってきた知識や経験を次の世代に受け継がれるよう生涯学習等を推進し、また、高齢者や障害者の就労については、就労の機会の確保とともに、就労前教育や訓練の充実を図ります。

用語解説

注1) 介護予防サービス	要支援状態であっても、その悪化をできる限り防ぐことを目的として、平成18年4月に介護保険に新たに導入されたサービス。
注2) 地域支援事業	地域で介護予防を推進するとともに、地域におけるケアマネジメント機能を強化することを目的に市が実施する事業で、介護予防サービスと同様に平成18年4月に介護保険に新たに導入されたサービス。
注3) 介護認定者	身体上または精神上の障害があるために、日常生活における基本動作の全部または一部について、常時介護を要すると見込まれる状態の高齢者等を言う。
注4) 要介護度	身体上又は精神上の障害があるために、日常生活における基本動作の全部または一部について、常時介護を要すると見込まれる状態の目安をいい、要支援1から要支援2、要介護1から要介護5まで区分されている。
注5) 障害者自立支援法	障害者の自立支援を目的に、身体・知的・精神障害者に対する福祉サービスを一元化し、市町村をその実施主体としている。サービスの利用者は原則1割の費用負担をすることによって皆で支え合うこととされ、また、利用するサービスは障害者がもっと「働ける社会」を目指したものの。
注6) ケアマネジメント	個々の要援護者の生活状態に合わせて、要援護者のニーズを明らかにし、ニーズに合致する社会資源について、きめ細かい介護計画を作成し、これに基づいて実際にサービス等の社会資源を提供していく仕組み。
注7) 地域密着型サービス	高齢者が要介護状態等になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、当該市の住民のみが利用できるサービス。介護予防サービス・地域支援事業と同様に平成18年4月に介護保険に新たに導入されたサービス。